

# 移民家族への支援

ご家族向け資料パック





# 目次

ご家族への私たちの約束	2-3
-------------	-----

---

安全な学習ゾーンに関するプロトコル	4-8
-------------------	-----

---

家族の備え計画	9 -13
---------	-------

---

家族支援センター	14
----------	----

---

追加リソース	15 -19
--------	--------

---

ウェルネス・リソース	20- 21
------------	--------

---



## ご家族への私たちの約束



### RUSOのご家族の皆様

2017年、教育委員会はRUSOの全キャンパスを、移民としての法的地位にかかわらず、すべての生徒およびその家族にとっての「安全な学習区域（Safe Learning Zones）」として指定しました。当学区は、安全かつ温かく包摂的な学習環境を提供すること、そして移民の生徒とその家族の権利を、法が許容する最大限の範囲において保護することに尽力しています。

ご家族の皆様にとって、以下のことを知っておくことは重要です。

#### リバーサイド統一学区

- ・ 生徒の記録およびプライバシーを保護する
- ・ 学校間で一貫した手続きを適用する
- ・ 生徒またはその家族に関して、連邦移民当局への連絡を自ら開始することはない
- ・ 移民関連の法執行活動を実施または支援するために、人的資源を含む学区のリソースを使用することはない

本ガイドは、当学区の規定を明確にするとともに、保護者やご家族が収容または国外退去の対象となった場合に、在籍する生徒に関する手配を行う必要が生じたRUSOのご家庭に対し、必要な情報やリソースを提供することを目的としています。ご家庭におかれましては、RUSOのウェブサイトをご覧いただき、学区の方針や手続きに関する「よくある質問（FAQ）」を含む詳細情報をご確認いただくようお願いいたします。また、デジタル媒体以外での情報入手をご希望のご家庭のために、本情報の印刷版を各学校の事務室および学区事務局にてご用意しております。

RIVERSIDEUNIFIED.ORG/SAFEZONES



不確実な状況が、生徒の皆様にもストレスや不安をもたらす可能性があることを、私たちは認識しております。もしお子様が精神的な苦痛を感じていらっしゃる場合や、ご家族が支援を必要とされている場合は、各学校、またはファミリー・リソース・センター（(951) 328-4003）までご連絡ください。

さらに、リバーサイド統一学区では、完全な認定を受けたプログラムである「リバーサイド・バーチャル・スクール（RVS）」を提供しています。本プログラムでは、体系的に整備されたオンライン環境において、ライブ形式による指導が行われます。ご家庭での学習方法に関する詳細情報にご関心をお持ちの方は、[rvs.riversideunified.org](https://rvs.riversideunified.org) をご覧いただくか、(951) 778-5300 までお電話にてお問い合わせください。

RUSOは、すべての生徒が安全で、尊重され、支えられていると感じられる学校づくりに、今後も献身的に取り組んでまいります。学区としての私たちの強みは、すべての子どもたちに対し、思いやり、安定、そして機会を提供しようとする、私たち共通の決意にこそあります。

心を込めて、敬意を込めて  
リバーサイド統一学区



# 安全な学習ゾーンに関するプロトコル

## キャンパス入構手続き

リバーサイド統一学区方針 3515.19 : 学区キャンパスを安全な学習区域とする 学校に対し、法的義務がある場合を除き、キャンパス、学生、または学生の記録へのアクセスを求める入国管理執行機関からのあらゆる要請を拒否することを義務付ける。

B.P. 3515.19



*そのような状況は稀であり、適切な法的文書の徹底的な検討を要します。*

RUSO管轄下の全学校には、各校が「閉鎖型キャンパス（クローズド・キャンパス）」であることを明示する統一の標識が設置されています。理事会の方針に基づき、正当な学校用務のためにキャンパスへ立ち入るすべての来訪者は、正面受付にてチェックインを行い、身分証明書を提示のうえ、所定の登録手続きを行うことが義務付けられています。なお、許可のないキャンパスへの立ち入りは禁止されています。



## 文書化とレビュー

入国管理執行活動に従事する担当官による要請があった場合：

- 要請は直ちに地区行政および法律顧問に回付されます。
- ご依頼が学生に関わるものである場合、担当スタッフより直ちに保護者または後見人へ通知いたします。
- 役員の資格情報が検証されます。
- 書面による承認が審査される。
- 令状または裁判所命令の審査が行われる。
- 学校職員は、独自に法的判断を行うことはありません。

地区の手順に基づき、書類の確認中は、担当者は正面事務室に留まるよう指示されています。

エージェントが、搜索または逮捕の対象となる個人もしくは区域を具体的に特定した、裁判官署名の司法令状および書面による授權書を提示できない場合、学区の敷地への立ち入りは拒否されます。

地区の法律顧問が、アクセスが法的に義務付けられていると判断した場合：

- アクセスは、令状において具体的に許可された範囲に厳格に限定される。
- 捜査官は、令状において具体的に特定された範囲を超える情報または区域に立ち入ることを禁じられる。
- エージェントは、キャンパス滞在中、常に委託者またはその指名担当者による監視下に置かれます。
- エージェントは、キャンパス滞在中、常に委託者またはその指名担当者による監視下に置かれます。
- 学生への面接が許可された場合、他の学生の視線や聴覚が届かない私的な場所にて実施されます。これは、混乱を最小限に抑え、学生のプライバシーを保護することを目的としています。
- 地区管理者、校長、またはその指名者が、調査の監視を行うため面談に立ち会います。

## 学生情報とプライバシー

保護者の同意、または確認済みの司法上の許可がない限り、当学区は以下の情報を開示しません:

- あらゆる種類の教育記録
- 学生の個人情報
- 自宅または旅行に関する情報

ICE（米国移民・関税執行局）による行政召喚状を含め、召喚状が提示された場合、当該案件は審査のため当学区の法律顧問に回付されます。当学区は、教育に関連しない行政召喚状の執行に対しては異議を申し立て、法により義務付けられている場合を除き、確定した裁判所命令にのみ従うものとします。

学区は、令状または裁判所命令により明示的に禁止されている場合を除き、かかる要請があった場合には、保護者または後見人に対し通知を行います。

## スタッフ研修および備え

校長、管理者、および事務職員は、以下の事項を規定する学区のプロトコルに関する研修を受けます:

- 来訪者の入館手続き
- 文書審査要件
- 生徒のプライバシー保護
- 緊急時対応手順



## 緊急事態および安全対策

法令に基づき、捜査官および警察官は、キャンパスの治安に対し差し迫った脅威をもたらすような、緊急の安全上の懸念を伴う「緊急事態」を主張する場合があります。

## エージェントがスタッフの指示および地区の規定に従わない場合

学区の方針に基づき、職員に対し、無許可で校地内に立ち入った警察官の進路を物理的に阻止することは求められていません。職員は、安全を最優先し、学区が定める手順（安全確保プロトコルの即時実施、管理職への報告、および当該事案の記録作成を含む）に従うよう訓練を受けています。これらの手順は、学校が校地へのあらゆる無許可立ち入りに対して講じる対応と同一のものであります。

## 移民執行官がキャンパスに立ち入る際の学区からの連絡

RUSOは、ご家庭との明確かつ正確なコミュニケーションを最優先としております。カリフォルニア州法（上院法案98号）に基づき、学校敷地内において移民関連の法執行活動が確認された場合、当学区は当該学校のご家庭に対し通知を行います。

その他の学校への追加通知については、状況に応じて適切に実施いたします。



## 学校周辺における移民取り締まり活動に関する家族への通知

ご家族には、次の場合に通知されます:

- 情報は検証済みです
- 学校コミュニティ、キャンパスの運営、または安全に直接的な影響を及ぼす事態
- コミュニケーションは、有意義な明確さや安心感をもたらす

学校周辺における外部活動に関する報告が寄せられた場合でも、そのすべてについて学区全体に向けた周知が行われるわけではありません。実際に確認された活動により直接的な影響を受ける地域社会に対し、個別に情報提供が行われます。

### なぜ検証が必要なのか

初期の報告は、不完全または不正確である可能性があります。

検証は保護する:

- 正確さ
- 生徒のプライバシー
- 誤情報に起因する不必要なストレス



多くの生徒やご家族が、強い不安や恐怖を感じておられます。私たちは、皆様をさらなるストレスから守るために事実確認を徹底するとともに、地域社会の皆様に対し、情報を適時にお伝えできるよう尽力してまいります。

## 家族の備え計画

どの家庭も、万が一の緊急事態に備えて「家族のための備えの計画」を立てておくべきです。移民のご家族にとっては、起こり得る移民関連の緊急事態をあらかじめ想定し、より具体的な計画を策定しておくことが、同様に極めて重要となります。詳細な計画書（印刷用）については、Immigrant Legal Resource Center（ILRC）のウェブサイト（[ilrc.org](http://ilrc.org)）をご覧ください。QRコードをスキャンしてください。

ILRC.ORG



### 介護者による授權宣誓供述書を用意する

ご自身が何らかの理由でお子様の世話をできなくなった場合に、代わって世話をしてくれる信頼できる大人を見つけているのであれば、その方に「養育者委任宣誓供述書（Caregiver's Authorization Affidavit）」への記入を依頼してください。この宣誓供述書は、親族以外の人物が、お子様の学校への入学手続きを行ったり、学校に関連する医療処置を受けさせたりすることを可能にするための書類です。なお、この宣誓供述書によって、親としての皆様の権利が侵害されることは一切ありません。お子様の監護権および管理権は、引き続き皆様が保持することになります。宣誓供述書のテンプレートは次ページに掲載されています。記入済みの宣誓供述書は、以下の住所にある「中央登録センター（Central Registration Center）」までご提出ください：5700 Arlington Ave, Riverside, CA 92504



## 介護者による授權宣誓供述書

本宣誓供述書の利用は、カリフォルニア州家族法第11編第1.5部（第6550条～第6552条）により授權されています。

指示：項目1～4への記入および宣誓供述書への署名をもって、未成年の子の学校への入学登録、ならびに学校に関連する医療処置を行う権限が付与されます。なお、当該児童に対するその他の医療処置についても権限を付与する場合は、これに加え、項目5～8への記入が別途必要となります。記入の際は、タイプ入力または楷書（ブロック体）で明瞭に記入してください。

以下に記載された者は私の自宅に居住しており、私は18歳以上です。

1. 未成年の氏名： 2. 未成年の生年月日： 3. 私の氏名

(記入者) :

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

4.  自宅住所:

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

5.  私は、項目1に記載されている未成年の子供の親族です。「親族」の定義については、この用紙の裏面をご覧ください。) )

6. いずれか一方、または両方にチェックを入れてください(例：一方の親には助言を行ったが、もう一方の親の所在が確認できない場合)。

a.  私は、第1項に記載された未成年の子に対し医療処置を許可する意向について、同子の法的監護権を有する親またはその他の者に対し通知し、異議がない旨の回答を得ました。

b.  現時点において、第1項に記載された未成年の子に対し医療処置を許可する旨を通知するため、当該子の親権者または法的監護権を有するその他の者と連絡を取ることができません。

7. 生年月日:

\_\_\_\_\_

8. 私のカリフォルニア州運転免許証、身分証明書、または政府発行の領事館カードの番号:

\_\_\_\_\_

**介護者への警告：上記の記載事項のいずれかに虚偽がある場合、本用紙に署名しないでください。これに違反して署名した場合、罰金、禁錮、またはその両方が科される犯罪を犯したことになります。**

**地域の教育機関および医療サービス提供者の皆様へ：本様式は、その有効性の要件として、裁判所の公印、または裁判所書記官もしくは裁判官の署名を必要としません。また、公証を受ける必要もありません。**

私は、カリフォルニア州法の定める偽証罪の罰則に服することを誓い、上記の情報が真実かつ正確であることを宣言します。

日付: \_\_\_\_\_



\_\_\_\_\_

署名

2ページの「注意事項および追加情報」をご覧ください。

## お知らせ:

1. 本宣誓供述書（宣言書とも呼ばれます）は、1ページ目の項目1に記載された未成年の子に対する養育、監護、および管理に関する、当該子の親または法定後見人の権利に影響を及ぼすものではありません。また、本宣誓供述書は、子の養育者に対し、子の法的監護権を付与するものでもありません。
2. 本宣誓供述書に依拠する者は、さらなる照会または調査を行う義務を負わない。

## 追加情報:

### 介護者の皆様へ:

1. 項目5の適用上、「親族」とは、当該児童と血縁、養子縁組、または姻戚関係により5親等以内の関係にある成人のことを指す。これには、継親、継兄弟姉妹、およびその地位の名称に「great」、「great-great」、「grand」といった接頭語が付くすべての親族、ならびにこれらの者の配偶者（当該婚姻が死別または解消により終了している場合であっても含む）が含まれる。
2. あなたが未成年者の親族、または現在認可・認定・承認を受けている里親でない場合、未成年者を養育するためには、保健安全法第1517条または福祉施設法第16519.5条に基づき、「リソース・ファミリー（養育家庭）」としての承認を取得することが、法律により義務付けられる場合があります。
3. 未成年者があなたとの同居を解消した場合、本宣誓供述書は無効となります。あなたは、本宣誓供述書を提出済みの学校、医療提供者、または医療サービスプランに対し、当該未成年者がもはやあなたと同居しておらず、その結果として本宣誓供述書が無効となった旨を通知する義務があります。
4. 項目8で求められている情報（カリフォルニア州の運転免許証または身分証明書、あるいは政府発行の領事館カード）をお持ちでない場合は、社会保障番号やMedi-Cal番号など、別の身分証明となるものをご提示ください。

### 学校関係者の皆様へ:

1. 教育法第48204条は、学区が実際の事実に基づき当該未成年者が養育者と同居していないと判断する場合を除き、本宣誓供述書が、後見またはその他の監護命令を要することなく、当該未成年者の居住地を決定するための十分な根拠となる旨を規定している。
2. 区は、保護者が項目4に記載された住所に居住していることを示す、追加の合理的な証拠の提出を求めることができる。
3. 本様式が有効であるために、裁判所の公印、または裁判所書記官や裁判官の署名は必要ありません。また、公証を受ける必要もありません。

### 医療提供者および医療サービスプランの皆様へ:

1. 親族によって署名された場合、本宣誓供述書は、第1頁の項目1に記載された未成年の子に対する医療および歯科治療を承認する権利を、当該親族に対し付与する。この権利は、遺言検認法第2353条に基づき後見人に付与されるものと同等の権利である。親族介護者によって承認される医療には、遺言検認法第2356条に定める制限に従うことを条件として、精神医療が含まれる場合がある。
2. 医療または歯科医療を提供する医療サービス提供者が、記載内容に反する事実を実際に認識することなく、必要事項が記入された「介護者による授權宣誓供述書（Caregiver's Authorization Affidavit）」を善意に基づき信頼して行為した場合、当該信頼行為を理由として、刑事責任または何人に対しても負う民事責任を問われることはなく、また専門職としての懲戒処分の対象となることもない。ただし、本様式のうち該当する欄がすべて記入されていることを要する。本様式が有効であるためには、裁判所の公印、あるいは裁判所書記官や裁判官による署名は必要とされない。また、公証を受ける必要もない。
3. 本宣誓供述書は、医療保険の適用に関して、被扶養者の地位を付与するものではありません。



## あなたの教育上の権利を知ろう

**あなたのお子様には、無償の公教育を受ける権利があります。**

- すべての子どもは、本人またはその親・保護者の移民としての地位にかかわらず、無償の公教育を平等に受ける権利を有します。
- カリフォルニア州のすべての子供たち:
  - 無償の公教育を受ける権利を有する。
  - 6歳から18歳までの場合は、学校に在籍していなければなりません。
  - 安全かつ安心で、平穏な学校に通う権利を有する。
  - 差別、ハラスメント、いじめ、暴力、および威嚇のない、公立学校の学習環境に身を置く権利を有する。
  - 学校が提供するいかなるプログラムや活動にも、差別を受けることなく参加する平等な機会を有する。

### 学校入学に必要な情報

- 学校は、児童の年齢または居住地を証明するものとして、保護者または後見人から提出される多種多様な書類を受け入れなければなりません。なお、学校には、児童の年齢の証明として
- 学校への入学にあたり、市民権や在留資格に関する情報は一切必要ありません。また、社会保障番号も一切必要ありません。

### 個人情報の機密保持

- 連邦法および州法は、生徒の教育記録および個人情報を保護しています。これらの法律は原則として、学校が生徒に関する情報を開示する際、保護者または後見人からの書面による同意を得ることを義務付けています。ただし、情報の開示が教育目的である場合、すでに一般に公開されている情報である場合、あるいは裁判所命令や召喚令状に基づくものである場合は、この限りではありません。
- 一部の学校では、生徒に関する基本的な「名簿情報」を収集し、一般に公開しています。その場合、学区は保護者に対し、この名簿情報に関する方針について書面による通知を行うとともに、お子様の情報の公開を拒否する選択肢を提供しなければなりません。

### 勾留または国外追放された場合の家族安全計画

- お子様の緊急連絡先情報（副連絡先を含む）を更新し、万が一ご自身が拘束または国外追放された場合に、お子様の世話を託せる信頼できる成人後見人を指定することができます。
- 信頼できる成人に、お子様に関する教育上および医療上の決定を行う権限を付与するため、「介護者による授權宣誓供述書」または「一時的な身上後見人選任の申立て」を作成することができます。

### 苦情を申し立てる権利

- お子様は、自身の実際の、またはそのようにみなされた国籍、民族、あるいは移民としての地位を理由に、差別、ハラスメント、威嚇、またはいじめを受けた場合、ヘイトクライムとして通報する権利、または学区に対して苦情を申し立てる権利を有します。

カリフォルニア州の学校における入国管理執行活動への対応に関するリソースについての詳細、または苦情の申し立てにつきましても、下記までご連絡ください:

児童司法局

カリフォルニア州司法長官室

私書箱 944255

サクラメント, CA 94244-2550

電話番号 : (800) 952-5225

Eメール : [BCJ@doj.ca.gov](mailto:BCJ@doj.ca.gov)

<https://oag.ca.gov/bcj/complaint>

# 公立学校に通う移民の生徒およびそのご家族のためのチェックリスト

## 1. 以下の情報を学校関係者に共有する必要はありません:

- 生徒、保護者、後見人、またはその他のご家族の在留資格に関する情報(パスポートやビザを含む)を共有する必要はありません。
- 社会保障番号(SSN)または社会保障カードを提出する必要はありません。
- 「無料・減額給食」申請書をご記入の際は、申請書に署名する世帯内の成人メンバーの社会保障番号(SSN)の下4桁のみをご記入ください。
- ご家族が所得要件を満たしており、かつ世帯内の成人に社会保障番号(SSN)をお持ちの方がいない場合でも、お子様は引き続き受給資格を有します。申請書類の不備を防ぐため、該当する様式においては「SSNなし(No SSN)」のチェックボックスに必ずチェックを入れてください。
- 世帯員の中に、CalFresh、CalWORKs(California Work Opportunity and Responsibility for Kids)、またはFDPIR(Food Distribution Program on Indian Reservations)のいずれかの受給者がいる場合、生徒が学校での無料または減額給食の対象となるために、世帯内の成人が自身の社会保障番号(SSN)の下4桁を提出する必要はありません。
- 生徒の居住地または年齢を証明するための情報を提供する際、移民ステータスに関連する情報が明らかになる可能性のある書類を使用する必要はありません。

## 2. 学生情報を保護するための措置を講じる:

- 生徒に関する情報についての、学校の書面によるプライバシーポリシーを求めてください。
- 「ディレトリ情報」(生徒の基本情報を一般に公開することを認めるもの)に関する学校の方針を確認し、その情報の公開を拒否(オプトアウト)するかどうか検討してください。

## 3. 父母または後見人の1名以上が拘留または国外追放される事態に備え、対策を講じる:

- 以下の情報を含む「家族の安全計画(Family Safety Plan)」を作成し、安全な場所に保管してください(例:<https://www.ilrc.org/sites/default/files/resources/familypreparednessplan.pdf>)
- 保護者または後見人が対応できない場合に、お子様の世話を任せられる信頼できる大人の氏名
- 緊急連絡先、および重要書類(出生証明書、パスポート、社会保障カード、医師の連絡先など)の保管場所に関する案内
- お子様の学校には、保護者や後見人が対応できない場合の代替連絡先を含め、常に最新の緊急連絡先情報が登録されていることを確認してください。

## リソース

拘留や国外追放への対応にあたる移民家族のために、以下のリソースが利用可能です:

- 米国移民・関税執行局(ICE)被收容者検索システム:<https://locator.ice.gov/odls/homePage>

【ご注意】本サイトは、すでに收容されている個人の所在を確認することのみを目的としており、一般的な移民ステータスに関する照会には対応していません。

- 民間の入国管理弁護士、認定代理人(入国管理手続きにおいて移民を支援する者)、または法的支援団体:
  - 0 カリフォルニア州弁護士会 弁護士検索:<http://www.calbar.ca.gov/Attorneys>
  - 0 国土安全保障省(DHS)および移民審査執行室(EOIR)における移民の代理人として、移民控訴委員会(BIA)より認定を受けたカリフォルニア州の団体:  
<https://www.justice.gov/eoir/page/file/942306/download#CALIFORNIA>
  - 0 カリフォルニア州裁判所セルフヘルプ・センター:<http://www.courts.ca.gov/selfhelp-selfhelpcenters.htm>
  - 0 法律扶助事務所および弁護士紹介サービス:<http://www.courts.ca.gov/getting-legal-help>
  - 0 親または後見人の出身国の領事館または大使館

# 家族支援センター

FRCは、保護者や介護者と、学区のサービスや信頼できる地域パートナーとを結ぶハブとしての役割を担っています。FRCは、地元の移民・法律相談サービスや、家族支援機関との連携体制を確立しています。

RUSD ファミリー・リソース・センター (FRC) 学び・ウェルネス・つながり	所在地
<p><b>RUSD ファミリー・リソース・センター (FRC)</b> 以下の情報提供や関連機関へのご紹介については、当センターまでお問い合わせください：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族支援サービスの利用案内</li> <li>・ 法的支援プログラム</li> <li>・ 健康・ウェルネスに関する支援</li> <li>・ カウンセリングおよび危機対応支援（SAPカウンセラーが常駐）</li> <li>・ 子育て支援</li> <li>・ 保育サービス</li> <li>・ 低価格でのインターネットおよびコンピュータ利用支援</li> <li>・ 地域支援機関へのご紹介</li> </ul>	<p>6735 Magnolia Avenue, Portable B6 Riverside, CA 92506 (951) 328-4003</p> <p>営業時間： 月曜日～金曜日 午前7時30分～午後4時30分 時間外の対応は 完全予約制となります</p>
<p><b>コミュニティ・セトルメント協会 (CSA) 内 RUSDファミリー・リソース・センター</b> CSA内のFRCは、イーストサイド地区にお住まいのご家族が、FRCの各種サービスをより利用しやすくするための支援を行っています。この連携により、以下の分野におけるリソースやサポートを提供しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法的文書の作成支援</li> <li>・ 基本的な生活支援：フードパントリー、衣類提供、おむつの配布</li> <li>・ CalFresh（食料支援）およびMedi-Cal（医療保険）の申請支援</li> <li>・ コンピュータ利用環境の提供</li> <li>・ 放課後プログラム</li> </ul>	<p>4366 Bermuda Avenue Riverside, CA 92507 (951) 328-4003</p> <p>営業時間： 月曜日：午前8:00～午後4:30 水曜日：午前8:00～午後4:30 営業時間外の対応は、 完全予約制となります。 *担当：Melissa Santana（メリッサ・サンタナ） （バイリンガル・家庭・地域連携担当）</p>



# 追加リソース

## あなたの権利を知ろう： 身柄を拘束された場合の対処法

IMMIGRANTJUSTICE.ORG/KNOWYOURRIGHTS




このリソースは、移民の方々やそのご家族が、入国管理当局によって誰かが収容された際にどのような対応をとるべきかを、より深く理解できるように支援するために作成されました。移民の権利に関する詳細については、immigrantjustice.org/KnowYourRights をご覧ください。




## 市および郡のリソース

### 市および郡のリソース

### Webサイト

<p><b>リバーサイド市 — すべての人にとって、安全で包摂的なリバーサイドを</b> このウェブページは、地域住民の皆様が最新情報を把握し、自らの権利を理解し、安心して市のサービスを利用できるように、有益な情報や通報ツール、各種リソースを提供しています。</p>	 <a href="https://bit.ly/rivcityimmig">bit.ly/rivcityimmig</a>
<p><b>リバーサイド郡 — 移民関連リソース</b> このウェブページは、地域社会のメンバーに対し、移民に関する情報やリソースを提供しています。</p>	 <a href="https://bit.ly/rivcoimmig">bit.ly/rivcoimmig</a>
<p><b>リバーサイド郡 公共社会福祉局 (DPSS) – 難民・移民向けリソース</b> DPSSは地域団体と連携し、リバーサイド郡の難民や移民を支援しています。</p>	 <a href="https://bit.ly/dpssimmigration">bit.ly/dpssimmigration</a>

地域の移民法務サービス	場所	Webサイト
<p><b><u>訓練機会開発教育センター (TODEC)</u></b></p> <p>Free legal services for immigrants and community members, as well as community advocacy and engagement.</p>	<p><b>234 S. D Street Perris, CA 92570</b> (951) 943-1955</p>	 <a href="http://todec.org">todec.org</a>
<p><b><u>サンバーナーディーノ・コミュニティ・サービスセンター</u></b></p> <p>SBCSCは、インランド・エンパイア地域の対象となる地域住民に対し、限定的な法的サービスを提供しています。</p>	<p><b>788 N. Arrowhead Avenue San Bernardino, CA 92401</b> (909) 885-1992</p>	 <a href="http://sbcsinc.org">sbcsinc.org</a>
<p><b><u>カトリック・チャリティーズ 家族・地域社会サービス</u></b></p> <p>情報提供、相談、および教育。カトリック・チャリティーズは、連邦国務省より認可を受け、難民への支援サービスを提供する「難民定住支援機関」でもあります。</p>	<p><b>3020 Madison Street Riverside, CA 92504</b> (909) 388-1240</p>	 <a href="http://ccsbriv.org">ccsbriv.org</a>
<p><b><u>人道的な移民の権利のための連合 (CHIRLA)</u></b></p> <p>法的サービス、教育、アドボカシー、およびリーダーシップ</p>	<p><b>330 North D Street, Suite424 San Bernardino, CA 92401</b> (909) 475-0687</p>	 <a href="http://linktr.ee/CHIRLAIE">linktr.ee/CHIRLAIE</a>
<p><b><u>中米資源センター (CARECEN)</u></b></p> <p>法的サービス、アドボカシー、および政策</p>	<p><b>468 W. 5th Street Suite 204 San Bernardino, CA 92401</b> (213) 385-7800</p>	 <a href="http://carecen-la.org">carecen-la.org</a>

<p>インランド・カウンティーズ法律サービス <u>米国において家庭内暴力の被害を受けた成人および未成年者に対する移民支援</u></p>	<p>リバーサイド・ オフィス  1040 Iowa Avenue Suite 109 Riverside, CA 92507 (888) 245-4257</p>	 <p>inlandlegal.org</p>
---------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------

地域の移民法務サービス	場所	Webサイト
<p><b><u>リブレリア デル プエブロ - サン ベルナルディーノ</u></b>                      法律相談、教育、および家族支援サービス</p>	<p>998 N D Street                      San Bernardino, CA                      92410                      (909) 888-1800</p>	 <a href="http://libreriadelpueblo.org">libreriadelpueblo.org</a>
<p><b><u>ポモナ経済機会センター (PEOC)</u></b>                      移民権利部門は、日雇い労働者、家事労働者、およびその他の低賃金移民労働者に対し、手頃な価格の移民法務サービス、教育、ならびに権利擁護活動を提供しています。</p>	<p>リバーサイド拡張                      3610 Central                      Avenue                      Suite 204                      Riverside, CA 92506                      (909) 397-4215</p>	 <a href="http://pomonadaylabor.org">pomonadaylabor.org</a>
<p><b><u>アジアン・アメリカン・アドバンシング・ジャスティス 南カリフォルニア</u></b>                      法的サービス、教育、アドボカシー、およびエンゲージメント</p>	<p>2401 East Katella                      Avenue                      Suite 600                      Anaheim, CA 92806                      (213) 977-7500</p>	 <a href="http://ajsocal.org">ajsocal.org</a>
<p><b><u>移民擁護法律センター (ImmDef)</u></b>                      ImmDef は、移民制度における不当な扱いから移民コミュニティを守る、次世代の社会正義を掲げる法律事務所です。</p>	<p>634 S. Spring St. 10th                      Fl.                      Los Angeles, CA                      90014                      213-634-0999  <a href="mailto:info@immdef.org">info@immdef.org</a></p> <p><i>Offices in Riverside-By                      appointment only</i></p>	 <a href="http://immdef.org">immdef.org</a>
<p><b><u>米国司法省 — 移民審査執行室</u></b>                      カリフォルニア州内のプロボノ法律サービス提供機関一覧</p>	 <a href="http://justice.gov/eoir">justice.gov/eoir</a>	

地域の移民法務サービス

場所

Webサイト

**UC移民法務サービス**

UC移民法務サービスセンターは、在籍中のUC学生およびその近親者に対してのみ、移民関連の支援を提供しています。

**UCR 非正規滞在学生  
支援プログラム**

**900 University  
Avenue  
Riverside, CA 92521  
(951) 827-2193**



usp.ucr.edu



領事館

法的支援、記録・文書作成、緊急支援

Webサイト

<p><b><u>最寄りの領事館を探す — ディレクトリ</u></b></p>	 <p>bit.ly/4cKAYkp</p>
<p><b><u>在サンバーナーディーノ・メキシコ領事館</u></b>                  サルバドル・ペルカストル・メンディザバル博士、領事名 293 ND St.                  サンバーナーディーノ、カリフォルニア州 92401                  (909) 889-9836</p>	 <p>consulmex.sre.gob.mx</p>
<p><b><u>グアテマラ領事館 (サンバーナーディーノ)</u></b>                  リクダ。ラケル・ドナド、カリフォルニア州サンバーナーディーノ領事                  12roteccionconsularsb@minex.gob.gt (909) 572-8800</p>	 <p>minex.gob.gt</p>
<p><b><u>サンバーナーディーノのエルサルバドル領事館</u></b>                  ライ。マヌエル・エウジェニオ・フローレス・トバル 3505 Highland Ave. カリフォルニア州ハイランド 92346                  (888) 301-1130</p>	 <p>consuladoselsalvador.com</p>

# ウェルネス・リソース

不確実な状況やストレスの多い環境が、生徒やご家族の心に大きな負担を及ぼしかねないことを、私たちは深く認識しております。困難な時期において、不安や心配を感じたり、物事に集中できなくなったりすることは、ごく自然なことであり、十分に理解できることです。生徒たちの心身の健康と幸福は、私たちにとって最優先事項であり、必要なサポート体制も整っております。以下に、生徒やご家族が抱える懸念に対処し、必要な時に適切な支援を受けられるよう設計されたリソースやサービスをご紹介します。

## ウェルネス・リソース

## Webサイト

### RUSD生徒支援プログラム (SAP)

生徒たちは、移民に関する懸念から精神的な苦痛を抱えている可能性があります。それが自身の安全感や心身の健康状態に影響を及ぼすことがあります。こうした感情は、時に登校拒否やその他の行動の変化につながることもあります。SAPカウンセラーは極めて重要な支援リソースであり、すべての生徒とそのご家族のメンタルヘルスおよび心身の健康を支えるために、いつでも支援を提供できる体制を整えています。



riversideunified.org/sap

### ケア・ソラス

Care Solaceは、カウンセリング機関や個人開業の専門家を含む、認定されたメンタルヘルスケア提供者に対し、対面および遠隔（テレヘルス）による選択肢を提示しつつ、ケアの調整サービスを提供しています。



bit.ly/RUSDCareSolace

### カリフォルニア州青少年危機相談ライン

訓練を受けたカウンセラーによる無料サポートを、24時間いつでもテキストでご利用いただけます。800-843-5200、またはオンラインチャットにてご連絡ください。



calyouth.org

ウェルネス・リソース

Webサイト

<p><b><u>お問い合わせ</u></b> IE（インランド・エンパイア）向けの無料メンタルヘルス支援</p>	 <p>we-reachout.org/jrvc/</p>
<p><b><u>移民たちの台頭</u></b> 在留資格の有無にかかわらず、在留資格を持たない人々が心を安定させ、健やかに生き抜くためのウェルネス・リソース。</p>	 <p>immigrantsrising.org</p>
<p><b><u>誰かに話を聞いてほしいときは、988ライフラインが力になります。</u></b> 精神的な不調や心の苦しみに直面しているとき、あるいは単に誰かと話したいときには、「988自殺・危機ライフライン」をご利用いただけます。あなたは一人ではありません。</p>	 <p>988lifeline.org</p>
<p><b><u>ブライトライフ・キッズ</u></b> カリフォルニアのご家族のための、一人ひとりに寄り添うサポート。0歳から12歳のお子様を対象に、睡眠の悩み、不安、社会性などについて、専門家による無料のコーチングを提供しています。</p>	 <p>brightlife.kids</p>
<p><b><u>インランド・エンパイア移民ユース・コレクティブ（IEIYC）</u></b> 移民および無国籍の若者の声を高める</p>	 <p>theieyc.org</p>

教育委員会は、障害、性別、性自認、性表現、国籍、人種または民族、宗教、性的指向、あるいは移民としての地位を含むその他の保護対象となる特性にかかわらず、すべての生徒およびその家族にとって安全な学習の場として、学区内の全キャンパスを指定しました。

**RUSD理事会方針 3515.19 : 学区キャンパスを安全な学習区域とする**

